

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.2.1	業務変更	変更前	郵便局	438400	富田簡易郵便局	○	兵庫県加西市畑町4-2-5	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	438400	富田簡易郵便局	○	兵庫県加西市畑町4-2-5	-	○	○	×	○	○	-
R8.2.1	業務変更	変更前	郵便局	717730	千町簡易郵便局	○	熊本県熊本市南区域南町千町2-0-2-10	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	717730	千町簡易郵便局	○	熊本県熊本市南区域南町千町2-0-2-10	-	○	○	×	○	○	-
R8.2.1	業務変更	変更前	郵便局	767500	東空閑簡易郵便局	○	長崎県島原市有明町大三東丙1-4-9-1	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	767500	東空閑簡易郵便局	○	長崎県島原市有明町大三東丙1-4-9-1	○	○	○	×	○	○	-
R8.2.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	737200	永久津簡易郵便局	○	宮崎県小林市北西方4-0-1-5-3	-	○	○	×	○	○	-
R8.2.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	786420	登尾簡易郵便局	○	鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田2-4-7-3	○	○	○	×	○	○	-
R8.2.9	移転	変更前	郵便局	034850	新座石神郵便局	-	埼玉県新座市石神4-4-2-2	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	034850	新座石神郵便局	-	埼玉県新座市石神3-1-9-3-0	-	○	○	○	○	○	-
R8.2.9	移転	変更前	郵便局	461120	彦根駅前郵便局	-	滋賀県彦根市佐和町1-1-2-4	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	461120	彦根駅前郵便局	-	滋賀県彦根市旭町6-2-0	-	○	○	○	○	○	-
R8.2.14	廃止	変更前	郵便局	032590	浦和別所郵便局	-	埼玉県さいたま市南区別所2-2-3-1-3	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.16	移転	変更前	郵便局	400440	八尾竹濑郵便局	-	大阪府八尾市竹濑西4-2-6	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	400440	八尾竹濑郵便局	-	大阪府八尾市竹濑2-4-1	-	○	○	○	○	○	-
R8.2.16	移転	変更前	郵便局	431320	兵庫県庁内郵便局	-	兵庫県神戸市中央区下山手通5-1-0-1	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	431320	兵庫県庁内郵便局	-	兵庫県神戸市中央区下山手通4-1-8-2	-	○	○	○	○	○	-



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.2.28	契約解除	変更前	営業所	647730	宗賀簡易郵便局	○	高知県幡多郡三原村上下長谷384-1	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	契約解除	変更前	営業所	817450	葉ノ木沢簡易郵便局	○	宮城県登米市迫町新田上葉ノ木沢1	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	契約解除	変更前	営業所	837650	胡四王簡易郵便局	○	岩手県花巻市胡四王1-16-13	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	契約解除	変更前	営業所	867060	大川西根簡易郵便局	○	秋田県大仙市大曲西根中西根60-2	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	廃止	変更前	郵便局	900420	忍路郵便局	-	北海道小樽市忍路1-371	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	廃止	変更前	郵便局	903780	夕張清陵郵便局	-	北海道夕張市清水沢清陵町62	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	契約解除	変更前	営業所	907630	西山手簡易郵便局	○	北海道苫小牧市啓北町1-14-15	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R8.2.28	廃止	変更前	郵便局	970980	茂世丑郵便局	-	北海道岩見沢市栗沢町茂世丑455	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。